

実施要綱説明資料

令和6年度全国安全週間説明会

令和6年6月



松山労働基準監督署 安全衛生課

目次

1. スローガン

2. 主唱者・協賛者・協力者・実施者

3. 労働災害発生状況

4. 事業者の実施事項

5. 新たな化学物質規制

令和6年度全国安全生週間

準備期間：

6月1日～6月30日



本週間：

7月1日～7月7日

1. 本年度スローガン

危険に気付くあなたが目

そして摘み取る危険の芽

みんなで築く職場の安全

2. 主催者・協賛者・協力者・実施者

主催者

- 厚生労働省
- 中央労働災害防止協会

協賛者

- 建設業労働災害防止協会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会
- 林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者

- 関係行政機関
- 地方公共団体
- 安全関係団体
- 労働組合
- 経営者団体

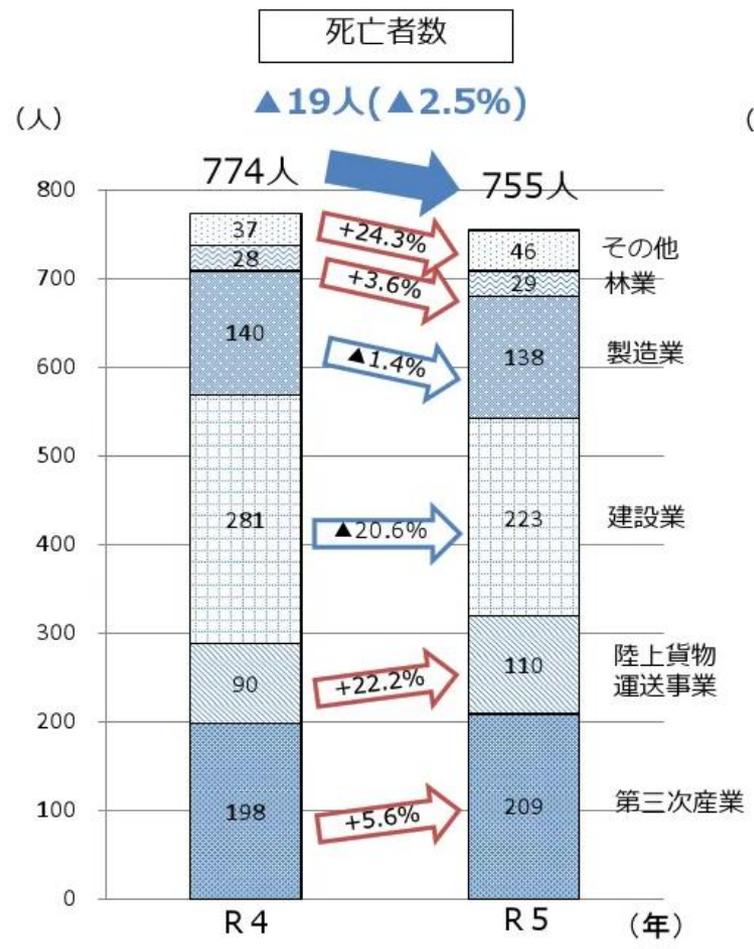
実施者

- 各事業場

3. 労働災害発生状況

令和5年 労働災害発生状況の推移 (全国版) 【確定値】

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



出典：死亡災害報告



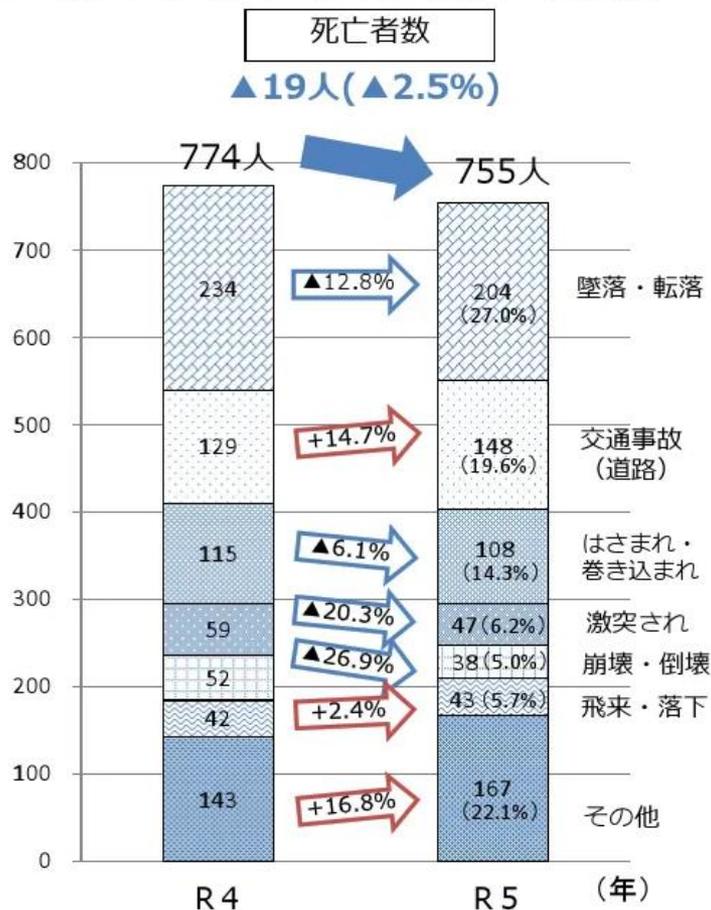
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和5年 労働災害発生状況の推移 (全国版) 【確定値】

事故の型別

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したものの



出典：死亡災害報告

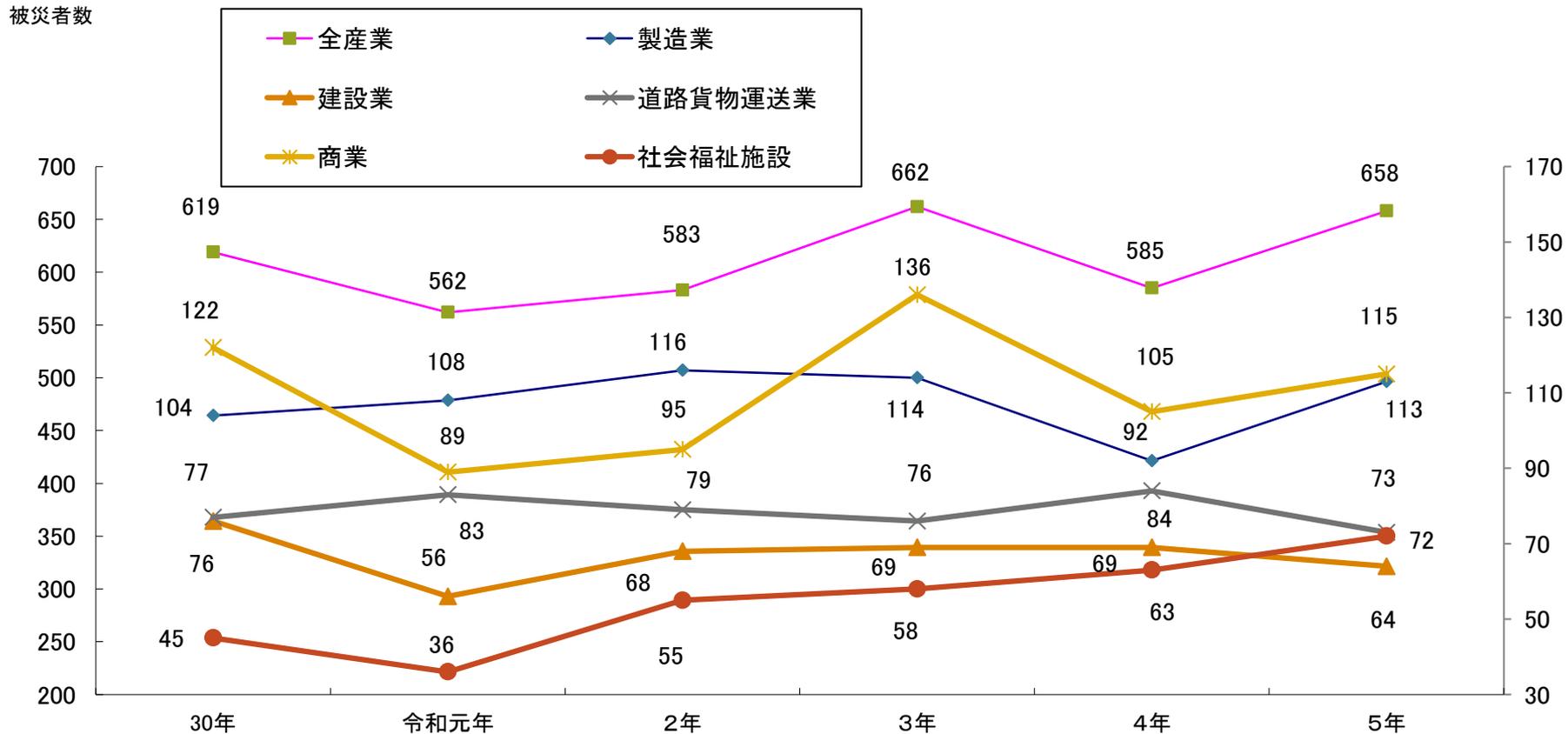


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和5年 労働災害発生状況の推移 (松山署管内)

【確定値】

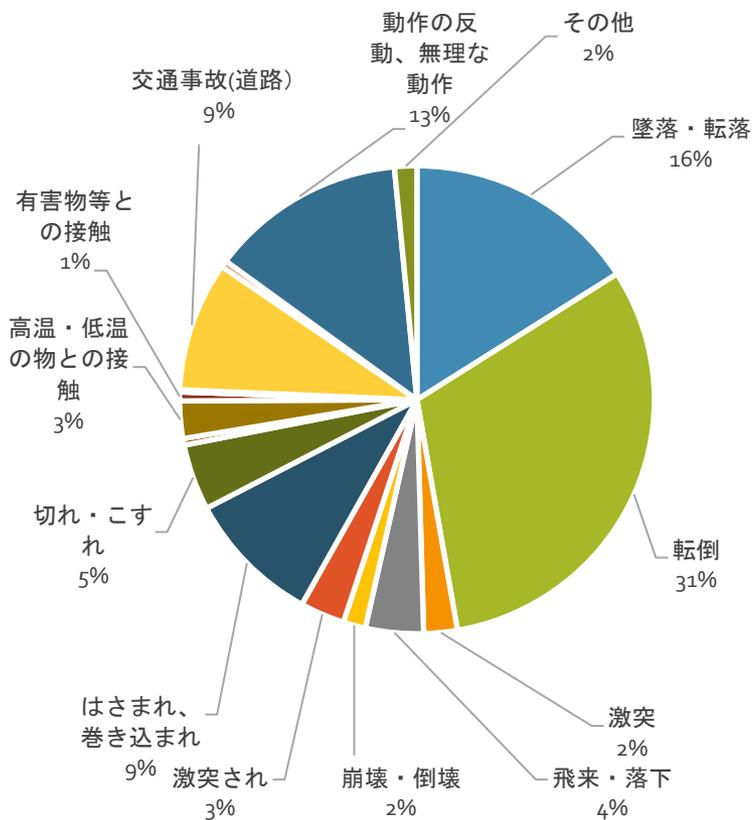


全産業で対前年比 **12.4%増**

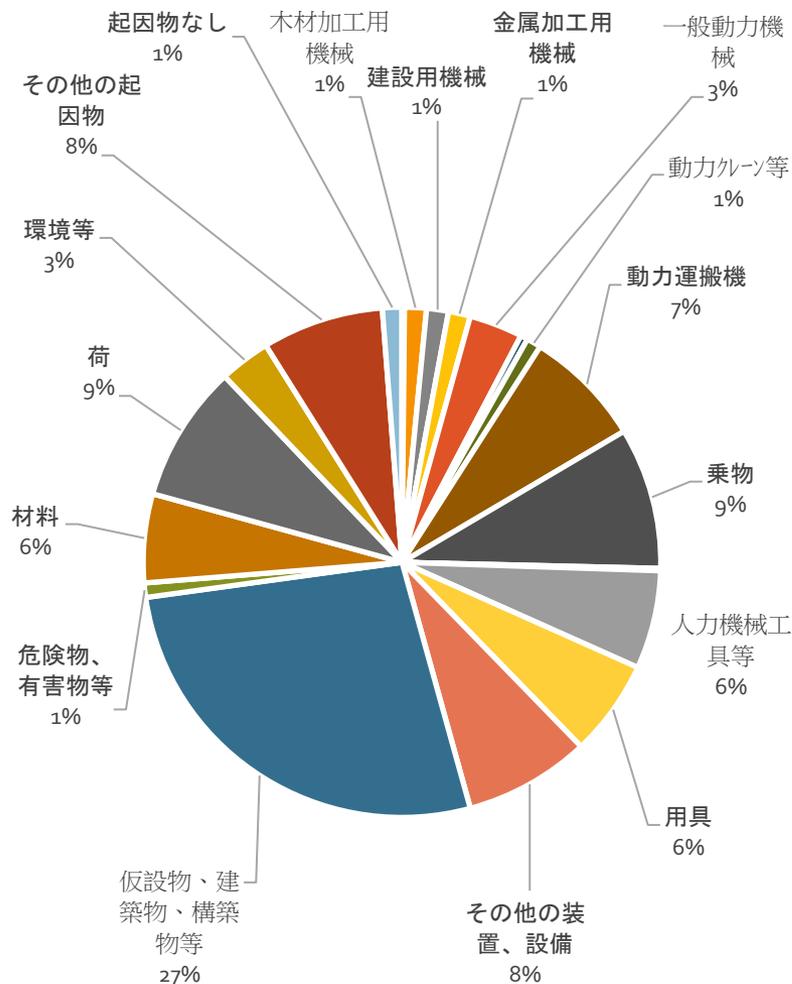
令和5年 労働災害発生状況 (松山署管内)

【確定値】

事故の型別



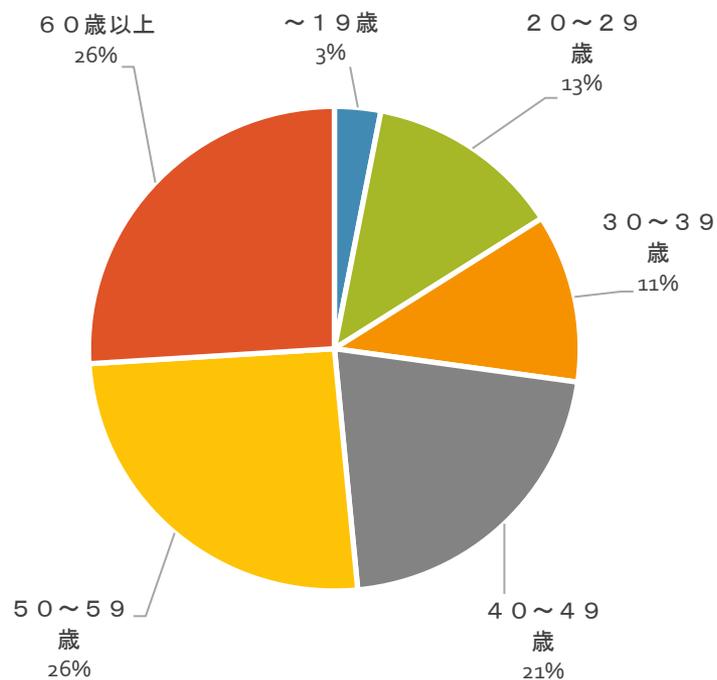
起因物別



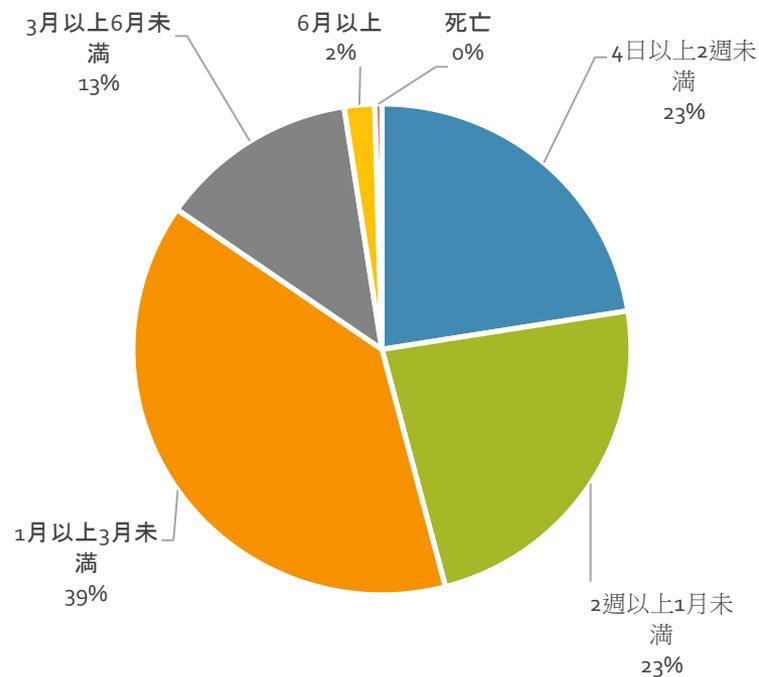
令和5年 労働災害発生状況 (松山署管内)

【確定値】

年齢別



休業程度別



4. 事業者の実施要項

全国安全週間および準備期間中に実施する事項

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会へ発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項

- (1) 安全衛生活動の推進
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策 等

●昨年度の実施要綱より追加、変更された主要事項①

赤字：変更箇所

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

②陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

③建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

●昨年度の実施要綱より追加、変更された主要事項②

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

③建設業における労働災害防止対策

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

④熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

●特に取り組んでいただきたい事項①

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

①安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

●特に取り組んでいただきたい事項②

②安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

●特に取り組んでいただきたい事項③

④リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

5. 新たな化学物質規制

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

<化学物質による労働災害発生状況①>

| | 件数 (平成30年) | 障害内容別の件数(重複あり) | | |
|--------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 中毒等 | 眼障害 | 皮膚障害 |
| 特別規則対象物質 | 77 (18.5%) | 38 (42.2%) | 18 (20.0%) | 34 (37.8%) |
| 特別規則以外のSDS交付義務対象物質 | 114 (27.4%) | 15 (11.5%) | 40 (30.8%) | 75 (57.7%) |
| SDS交付義務対象外物質 | 63 (15.1%) | 5 (7.5%) | 27 (40.3%) | 35 (52.2%) |
| 物質名が特定できていないもの | 162 (38.9%) | 10 (5.8%) | 46 (26.7%) | 116 (67.4%) |
| 合計 | 416 | 68 (14.8%) | 131 (28.5%) | 260 (56.6%) |

出典：労働者死傷病報告

<化学物質による労働災害発生状況②> (令和3年)

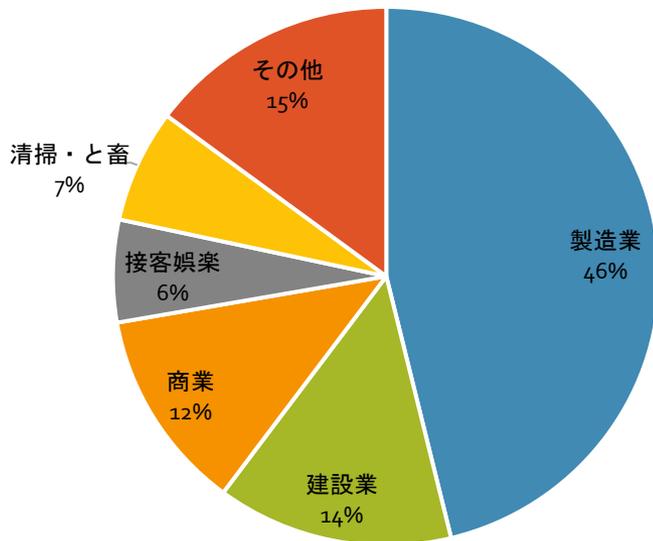
| 起因物 | 件数 |
|-------------|------------|
| 有害物 | 156 |
| 爆発性の物等 | 13 |
| 可燃性のガス | 38 |
| 爆発性の物等 | 16 |
| その他の危険物、有害物 | 249 |
| 合計 | 472 |



化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が**年間約500件発生**

出典：労働者死傷病報告

<化学物質による労働災害発生状況③> (令和3年)



製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い

出典：労働者死傷病報告

<災害事例①>



食品製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤を希釈せずに原液のまま使用した。帰宅後、息苦しい等の症状が発生したため病院を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

<災害事例②>



化学工場内における廃棄物焼却炉の定期補修工事で、耐火物へ耐火物の硬化時間促進剤である急結剤の吹付け作業を行っていた。その際、ノズルとホースの接続部から飛散した強アルカリの急結剤が作業員3名の皮膚に付着したことにより、3名とも薬傷(化学性皮膚炎)を負った。

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1
- POINT 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
- POINT 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3
- POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加対象に追加
 ※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
 ※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認

リスクアセスメントの実施

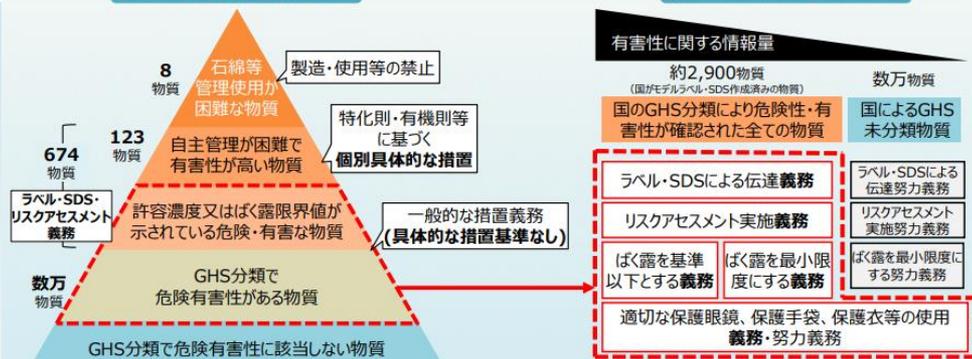
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらをご確認ください。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前
674物質

改正後（順次追加後）
国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された約234物質が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定
左記以外の categoryで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定
健康有害性の categoryで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

631物質追加

234物質追加

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

| 分野 | 関係条項 | 項目 | 質問 | チェック | 施行期日 |
|----------------------|--|--------------------------------|---|------|---------------------------|
| 化学物質 管理体系の 見直し | 安衛令 別表第9 | ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質 | ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？ | | ③ ※令和7 年以降も 順次追加 |
| | 安衛則 第577条の2 第577条の3 | リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務 | リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年） | | ② ③ ②、③ |
| | 安衛則 第594条の2 第594条の3 | 皮膚等障害化学 物質等への 直接接触の防止 | リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？ 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く） | | ② ③ ② |
| | 安衛則 第22条 | 衛生委員会の 付議事項 | 衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？ | | ②、③ |
| | 安衛則 第97条の2 | がん等 の把握強化 | 化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？ | | ② |
| | 安衛則 第34条の2の8 | リスクアセスメント 結果等の記録 | リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで） | | ② |
| | 安衛則 第34条の2の10 | 労働災害発生 事業場等への 指示 | 労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？ | | ③ |
| | 安衛則 第577条の2第3 項から第5項、 第8項、第9項 | 健康診断等 | リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） | | ③ |

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細は、
後のスライドで！！

2024(令和6)年4月1日～

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質(①)**、**皮膚吸収性有害物質(②)**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

| | | | |
|----------|---------------------|---------------|---------------------|
| 特別規則対象物質 | ①皮膚刺激性有害物質 744物質 | ①かつ② 124物質 | ②皮膚吸収性有害物質 196物質 |
|----------|---------------------|---------------|---------------------|

従来通り保護具着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。



↑皮膚等障害化学物質リストはこちら

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質
→**局所影響** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→**全身影響** (意識障害、各種臓器疾患、発がんなど)



| | | | | | |
|-------------|---|-----------------------------|---|--|---|
| 実施体制の 確立 | 安衛則 第12条の5 | 化学物質 管理者 | 化学物質管理者を選任していますか？ | | ③ |
| | 安衛則 第12条の6 | 保護具着用 管理責任者 | (労働者に保護具を使用させる場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか？ | | ③ |
| | 安衛則 第35条 | 雇入れ時 教育 | 雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？ | | ③ |
| 情報伝達の 強化 | 安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3 | SDS通知方法の 柔軟化 | SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？ | | ① |
| | 安衛則 第24条の15第2 項・第3項、第 34条の2の5第 2項・第3項 | 「人体に及ぼす作 用」の確認・更新 | 5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？ | | ② |
| | 安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の 2の6 | SDS通知事項の 追加等 | SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。 | | ③ |
| | 安衛則 第33条の2 | 別容器等での 保管 | リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？ | | ② |
| その他 | 特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則 | 個別規則の 適用除外 | 労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？ | | ② |
| | 特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則 | 作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場 | 左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？ | | ③ |
| | 特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則 | 特殊健康診断 | 作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？ | | ② |

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年(令和4年)5月31日(施行済)
②2023年(令和5年)4月1日
③2024年(令和6年)4月1日

詳細はこちら





労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。



<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



今回の労働安全衛生法の改正で、**規制対象物が、危険有害性が確認されている物質全て[※]に拡大されます。**

※現状の約670物質から順次拡大し、令和8年4月に約2300物質となり、その後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。

これまで危険性・有害性のある物質についてその情報が物質を使う人には伝達されていなかったこと、あるいは、伝達されても使う人が適切な取り扱いをしていなかったことが原因で、職場での労働災害がなかなか減りませんでした。

まずは身近な製品のラベルをチェック

こんなふうに赤枠で囲まれたGHSのマークがラベルに表示されている製品は、危険性・有害性があるので取り扱いに注意しましょう。

そして、法律に従った管理が必要なリスクアセスメント対象物が含まれているかどうか、SDS(安全データシート)を確認してみましょう。

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

詳しくはこちら

リスクアセスメント支援ツール

詳しくはこちら

リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援

詳しくはこちら

関連ページ

詳しくはこちら

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、SDS交付義務の対象となる物質（※平成30年3月1日時点で673物質）について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

労働災害低減のため、義務付けられている対象物質のみならず、対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

リスクアセスメント支援ツール

化学物質のリスクアセスメントを支援するため、厚生労働省では様々な支援ツールを作成し公開しています。また、厚生労働省以外でも、国内外の研究機関が様々なリスクアセスメント支援ツールを開発し、公開しております。リスクを見積もる方法や支援ツールは様々あり、ツールの利用は必須ではありませんが、各ツールの特色や作業内容、事業場の状況などを考慮した上で、適切なツールを取り入れて、リスクの見積もりに役立てて下さい。なお、各ツールでは主にリスクを見積もることを支援しているため、ツールでリスクを見積もった後は見積もった結果に基づいてリスク低減措置の内容の検討が必要となります。

<厚生労働省作成のツール>

| 名称 (リンクをクリックすると概要説明に移ります) | 対象 | 特色 | マニュアル・参考 | ツールへのリンク |
|----------------------------------|---------|---|---|--|
| 厚生労働省版コントロール・バンドリング | 有害性 | ILO（国際労働機関）が中小企業向けに作成した作業者の安全管理のための簡易リスクアセスメントツールをわが国で簡易的に利用できるように厚生労働省がWebシステムとして改良、開発したもの。液体・粉体作業用と主に粉じん用に定める粉じん作業用の2つのシステムあり。化学物質の有害性情報、取扱い物質の揮発性・刺激性、取分量から簡便にリスクの把握もが可能。 平成31年3月から、「液体・粉体作業」でも「ガードレベル」として許容濃度を選択することが可能になりました。 【初級】 | <ul style="list-style-type: none"> 液体・粉体作業 粉じん作業 | <ul style="list-style-type: none"> 液体・粉体作業 粉じん作業 |
| 燃焼・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール | 危険性 | 化学物質や作業に潜む代表的な危険性やリスクを簡単に「知る」ことに着目した支援ツール。ガイドブックでは、化学物質の危険性に関する基本的な内容に加え、代表的なリスク低減対策についても整理されているため、教科書として危険性に関する基礎を学ぶことが可能。 【初級】 | <ul style="list-style-type: none"> マニュアル 入力ガイド 動画 全体版 | <ul style="list-style-type: none"> 燃焼・火災等 |
| 作業別モデル対策シート | 有害性 | 主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性よりも分かりやすさや簡潔さを優先させ、チェックリスト、危険やその対策を記載したシート。リスクレベルは考慮せず作業毎に代表的な対策を記載。平成31年3月に粉じん作業を中心に拡充、更新を行った。 【初級】 | - | <ul style="list-style-type: none"> 作業別モデル対策シート |
| CREATE-SIMPLE（クリエイティブ・シンプル） | 有害性、危険性 | サービス業や試験・研究開発などを含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた懸念なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取引量、含有率、換気条件、作業時間、頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法。平成31年3月に、経皮吸収による健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。 【初級】 | <ul style="list-style-type: none"> マニュアル 設計書 | <ul style="list-style-type: none"> CREATE-SIMPLE ver3.0.2版（2024年8月） |

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgco7.htm>



終わりに...

全国安全週間を機に職場の
実態を確認し、
事業所が一体となって、より
良い職場環境を！